

## 夜間・早朝等加算について

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、診療時間内であっても、次の時間帯にご来院・受付された場合は、「夜間・早朝等加算（50点）」の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

### 夜間・早朝等加算の対象時間

- 平日 18時以降
- 土曜日 12時（正午）以降
- 日曜日・祝日 終日